

基勞補発 0201 第 1 号  
平成 23 年 2 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
( 公 印 省 略 )

外貌の醜状障害に関する障害等級認定基準の施行に当たって  
留意すべき事項について

標記については、平成 23 年 2 月 1 日付け基発 0201 第 2 号「外貌の醜状障害に関する障害等級認定基準について」（以下「認定基準」という。）をもって指示されたところであるが、その施行に当たっては下記に留意されたい。

記

1 専門検討会報告書について

認定基準は、「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会報告書」に基づくものであることから、その施行に当たっては、必要に応じ、報告書を参照すること。

2 経過措置等に係る事務処理について

「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 23 年 2 月 1 日付け基発 0201 第 1 号）の記の 2 により示された経過措置等の対象となる事案については、当該事案を漏れなく把握するとともに、以下に示す事項に留意の上、全ての対象事案について障害等級の改定等の事務処理を適切かつ速やかに実施すること。

- (1) 既に支給決定済みの障害（補償）給付について、改正後の障害等級に該当するとして処分の変更を行う事案については、障害（補償）給付の内払の事務処理に準じて差額の追給等を行うこと。
- (2) 既に支給決定された遺族（補償）給付について、当該保険給付に係る遺族の中に改正後の障害等級に該当し、労働者災害補償保険法施行規則第 15 条に定める障害の状態になったことにより、処分の変更を要する事案については、当該遺族の障害の状態について、再度調査した上で受給権者の認定及び支給額の変更等の事務処理を

行うこと。

- (3) 未だ支給決定を行っていない事案についても、経過措置の対象となることに留意し、改正後の省令の規定により障害認定等を行うこと。

### 3 審査請求中の事案の取扱い

平成23年2月1日現在において、審査請求中の事案のうち、改正前の障害等級表の第12級第13号又は第14級第10号に該当するものであって、改正後の障害等級表を適用することとしたならば、第7級第12号、第9級第11号の2又は第12級第14号に該当するものについては、労働者災害補償保険審査官は、改正後の障害等級表に基づいて決定を行うこととなること。

### 4 認定基準別紙第3の2の(1)について

認定基準別紙第3の2の(1)については、「両前腕部全域の醜状障害の等級について」(昭和47年11月22日付け基収第3545号)及び労働保険審査会裁決(平成6年労第204号(平成9年1月28日裁決))を踏まえ、改めて規定したものであること。

### 5 医療機関等に対する周知

別途送付するリーフレットを活用するなどにより、都道府県医師会及び関係医療機関等に対して認定基準の内容の周知を図ること。

### 6 その他

認定基準の新旧対照表を添付したので、参考とされたい。

改正後	改正前
<p><u>外貌(上肢及び下肢の醜状を含む。)の醜状障害に関する障害等級認定基準</u></p> <p>第1 醜状障害と障害等級</p> <p>1 醜状障害については、障害等級表上、次のごとく、<u>外貌</u>の醜状障害及び露出面の醜状障害について等級を定めている。</p> <p>(1) <u>外貌の醜状障害</u></p> <p><u>外貌に著しい醜状を残すもの</u> 第7級の12</p> <p><u>外貌に相当程度の醜状を残すもの</u> 第9級の11の2</p> <p><u>外貌に醜状を残すもの</u> 第12級の14</p> <p>(2) <u>露出面の醜状障害</u></p> <p>上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 第14級の3</p> <p>下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 第14級の4</p> <p>2 <u>外貌及び露出面以外の部分の醜状障害</u> (以下「<u>露出面以外の醜状障害</u>」という。)については、障害等級表上定めがないので、労災則第14条第4項により、準用等級を定めること。</p>	<p>6 <u>頭部、顔面、頸部(上肢及び下肢の醜状を含む。)</u></p> <p>(1) <u>醜状障害と障害等級</u></p> <p>イ 醜状障害については、障害等級表上、次のごとく、<u>外ぼう</u>の醜状障害及び露出面の醜状障害について等級を定めている。</p> <p>(イ) <u>外ぼうの醜状障害</u></p> <p><u>女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの</u> 第7級の12</p> <p><u>男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの</u> 第12級の13</p> <p><u>女子の外ぼうに醜状を残すもの</u> 第12級の14</p> <p><u>男子の外ぼうに醜状を残すもの</u> 第14級の10</p> <p>(ロ) <u>露出面の醜状障害</u></p> <p>上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 第14級の3</p> <p>下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 第14級の4</p> <p>ロ <u>外ぼう及び露出面以外の部分の醜状障害</u> (以下「<u>露出面以外の醜状障害</u>」という。)については、障害等級表上定めがないので、労災則第14条第4項により、準用等級を定めること。</p>

## 第2 障害等級認定の基準

### 1 外貌の醜状障害

(1)「外貌」とは、頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいう。

(2) 外貌における「著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

① 頭部にあつては、てのひら大(指の部分は含まない。以下同じ。)以上の癍痕又は頭蓋骨のてのひら大以上の欠損

② 顔面部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕又は10円銅貨大以上の組織陥没

③ 頸部にあつては、てのひら大以上の癍痕

(3) 外貌における「相当程度の醜状」とは、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕で、人目につく程度以上のものをいう。

(4) 外貌における単なる「醜状」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

① 頭部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損

② 顔面部にあつては、10円銅貨大以上の癍痕又は長さ3センチメートル以上の線状痕

③ 頸部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕

(5) 障害補償の対象となる外貌の醜状とは、人目につく程度以上のものでなければ

## (2) 障害等級認定の基準

### イ 外ぼうの醜状障害

(イ)「外ぼう」とは、頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいう。

(ロ) 外ぼうにおける「著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

a 頭部にあつては、てのひら大(指の部分は含まない。以下同じ。)以上の癍痕又は頭蓋骨のてのひら大以上の欠損

b 顔面部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕、長さ5センチメートル以上の線状痕又は10円銅貨大以上の組織陥凹

c 頸部にあつては、てのひら大以上の癍痕

(ハ) 外ぼうにおける単なる「醜状」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

a 頭部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損

b 顔面部にあつては、10円銅貨大以上の癍痕又は長さ3センチメートル以上の線状痕

c 頸部にあつては、鶏卵大面以上の癍痕

(ニ) 障害補償の対象となる外ぼうの醜状とは、人目につく程度以上のものでなければ

ばならないから、癒痕、線状痕及び組織陥没であって眉毛、頭髪等にかくれる部分については、醜状として取り扱わないこと。

例 眉毛の走行に一致して3.5センチメートルの縫合創痕があり、そのうち1.5センチメートルが眉毛にかくれている場合は、顔面に残った線状痕は2センチメートルとなるので、外貌の醜状には該当しない。

(6) 顔面神経麻痺は、神経系統の機能の障害ではあるが、その結果として現われる「口のゆがみ」は単なる醜状として、また閉瞼不能は眼瞼の障害として取り扱うこと。

(7) 頭蓋骨ののひら大以上の欠損により、頭部の陥没が認められる場合で、それによる脳の圧迫により神経症状が存する場合は、外貌の醜状障害に係る等級と神経障害に係る等級のうちいずれか上位の等級により認定すること。

(8) 眼瞼、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外貌の醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により認定すること。

なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いは、次によること。

① 耳介軟骨部の1/2以上を欠損した場合は、「著しい醜状」とし、その一部を欠損した場合は、単なる「醜状」とする。

② 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損し

ならないから、癒痕、線状痕及び組織陥凹であって眉毛、頭髪等にかくれる部分については、醜状として取り扱わないこと。

例 眉毛の走行に一致して3.5センチメートルの縫合創痕があり、そのうち1.5センチメートルが眉毛にかくれている場合は、顔面に残った線状痕は2センチメートルとなるので、外ぼうの醜状には該当しない。

(ホ) 顔面神経麻痺は、神経系統の機能の障害ではあるが、その結果として現われる「口のゆがみ」は単なる醜状として、また閉瞼不能は眼瞼の障害として取り扱うこと。

(ヘ) 頭蓋骨ののひら大以上の欠損により、頭部の陥凹が認められる場合で、それによる脳の圧迫により神経症状が存する場合は、外ぼうの醜状障害に係る等級と神経障害に係る等級のうちいずれか上位の等級により認定すること。

(ト) 眼瞼、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外ぼうの醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により認定すること。

なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いは、次によること。

a 耳介軟骨部の1/2以上を欠損した場合は、「著しい醜状」とし、その一部を欠損した場合は、単なる「醜状」とする。

た場合は、「著しい醜状」とし、その一部又は鼻翼を欠損した場合は、単なる「醜状」とする。

(9) 2個以上の癍痕又は線状痕が相隣接し、又は相まって1個の癍痕又は線状痕と同程度以上の醜状を呈する場合は、それらの面積、長さ等を合算して等級を認定すること。

(10) 火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等であって、永久的に残ると認められ、かつ、人目につく程度以上のものは、単なる「醜状」として取り扱うこと。その場合、その範囲は、当然前記(4)に該当するものであること。

## 2 露出面の醜状障害

(1) 上肢又は下肢の「露出面」とは、上肢にあっては、ひじ関節以下(手部を含む。)、下肢にあっては、ひざ関節以下(足背部を含む。)をいう。

(2) 「2個以上の癍痕又は線状痕」及び「火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等」に係る取扱いについては、外貌における場合と同様である。

## 第3 併合、準用、加重、その他

### 1 併合

次に掲げる場合においては、労災則第14条第2項及び第3項により併合して等級を認定すること。

(1) 外貌の醜状障害と露出面の醜状障害が存する場合

b 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損した場合は、「著しい醜状」とし、その一部又は鼻翼を欠損した場合は、単なる「醜状」とする。

(チ) 2個以上の癍痕又は線状痕が相隣接し、又は相まって1個の癍痕又は線状痕と同程度以上の醜状を呈する場合は、それらの面積、長さ等を合算して等級を認定すること。

(リ) 火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等であって、永久的に残ると認められ、かつ、人目につく程度以上のものは、単なる「醜状」として取り扱うこと。その場合、その範囲は、当然前記(ハ)に該当するものであること。

## ロ 露出面の醜状障害

(イ) 上肢又は下肢の「露出面」とは、上肢にあっては、ひじ関節以下(手部を含む。)、下肢にあっては、ひざ関節以下(足背部を含む。)をいう。

(ロ) 「2個以上の癍痕又は線状痕」及び「火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等」に係る取扱いについては、外ぼうにおける場合と同様である。

### (3) 併合、準用、加重、その他

#### イ 併合

次に掲げる場合においては、労災則第14条第2項及び第3項により併合して等級を認定すること。

(イ) 外ぼうの醜状障害と露出面の醜状障害が

(2) 外貌の醜状障害と露出面以外の醜状障害  
が存する場合

例 頭部に第12級、背部に第12級相当の  
醜状障害がある場合は、これらを併合  
して、併合第11級に認定する。

(3) 上肢の露出面の醜状障害と下肢の露出  
面の醜状障害が存する場合

(4) 外傷、火傷等のための眼球亡失により、  
眼部周囲及び顔面の組織陥没、瘢痕等を  
生じた場合は、眼球亡失に係る等級と瘢痕  
等の醜状障害に係る等級を併合して、等級  
を認定すること。

例 1眼及び眉毛を亡失し(第8級の1)、  
その周囲の組織陥没が著しい(第7級  
の12)場合は、それらを併合して併合  
第5級とする。

## 2 準用

次に掲げる場合においては、労災則第14条  
第4項により、準用して等級を認定すること。

(1) 露出面の醜状障害については、両上肢又  
は両下肢にあっては露出面の2分の1程度  
以上に醜状を残すものは、第12級を準用す  
る。

(2) 露出面以外の醜状障害については、次  
により準用等級を定めること。

① 両上腕又は両大腿にあってはほとんど  
全域、胸部又は腹部にあっては各々の全  
域、背部及び臀部にあってはその全面積  
の1/2程度をこえるものは、第12級を準用  
する。

② 上腕又は大腿にあってはほとんど全

存する場合

(ロ) 外ぼうの醜状障害と露出面以外の醜状  
障害が存する場合

例 頭部に第12級、背部に第12級相当  
の醜状障害が存る場合は、これらを  
併合して、併合第11級に認定する。

(ハ) 上肢の露出面の醜状障害と下肢の露出  
面の醜状障害が存する場合

(ニ) 外傷、火傷等のための眼球亡失により、  
眼部周囲及び顔面の組織陥凹、瘢痕等を  
生じた場合は、眼球亡失に係る等級と瘢痕  
等の醜状障害に係る等級を併合して、  
等級を認定すること。

例 男子で1眼及び眉毛を亡失し(第8級  
の1)、その周囲の組織陥凹が著しい  
(第12級の13)場合は、それらを併合し  
て第7級とする

## ロ 準用

次に掲げる場合においては、労災則第14  
条第4項により、準用して等級を認定するこ  
と。

(イ) 男子のほとんど顔面全域にわたる瘢痕  
で人に嫌悪の感をいだかせる程度のもの  
については、第7級の12を準用する。

(ロ) 露出面以外の醜状障害については、次  
により準用等級を定めること。

a 両上腕のほとんど全域、両大腿のほと  
んど全域、胸部又は腹部にあっては、そ  
の全面積のを程度をこえるものは、「著  
しい醜状」として第12級とする。

域、胸部又は腹部にあつてはそれぞれ各部の1/2程度、背部及び臀部にあつてはその全面積の1/4程度をこえるものは、第14級を準用する。

### 3 加重

次に掲げる場合においては、労災則第14条第5項により、加重として取り扱うこと。

- (1) 既に、外貌に醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合
- (2) 既に、上肢又は下肢の露出面に醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合
- (3) 既に、露出面以外の醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合

### 4 その他

上肢又は下肢の露出面の醜状障害と露出面以外の醜状障害が存する場合若しくは2以上の露出面以外の醜状障害が存する場合(たとえば胸部全域と上腕全域にわたる瘢痕)については、おのおの該当する等級のうち、いずれか上位の等級により認定すること。

(以下、略)

b 上腕又は大腿にあつては、ほとんどその全域、胸部又は腹部にあつては、それぞれ各部の1/2程度、背部及び臀部にあつては、その全面積の1/4程度をこえるものは、単なる「醜状」として、第14級とする。

### ハ 加重

次に掲げる場合においては、労災則第14条第5項により、加重として取り扱うこと。

- (イ) 既に、外ぼうに醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合
- (ロ) 既に、上肢又は下肢の露出面に醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合
- (ハ) 既に、露出面以外の醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合

### 三 その他

上肢又は下肢の露出面の醜状障害と露出面以外の醜状障害が存する場合若しくは2以上の露出面以外の醜状障害が存する場合(たとえば胸部全域と上腕全域にわたる瘢痕)については、おのおの該当する等級のうち、いずれか上位の等級により認定すること。

(以下、略)